平成２９年（フ）第１４８１号
大阪府八尾市明美町２丁目２番３号
債務者　千間　芳美（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３３号
大阪市北区西天満３丁目12―37―401　シャトー西天満、住民票上の住所滋賀県大津市坂本７丁目23番６号
債務者　南部　博一
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６８号
大阪市生野区桃谷２丁目23番51号　ドリームハイツ　302号
債務者　三宅　真二
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４６号
大阪市住吉区上住吉１丁目９番25号ハンザホワイト上住吉103号室、前住所大阪市西成区玉出中２丁目13番18号メゾン玉出305号
債務者　加納　信康
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５６号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―602号
債務者　瀬尾　雅宣
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４号
静岡県浜松市中区浅田町345番地
債務者　徐　　慶民
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
熊本県天草市深海町909番地
債務者　口元　博香
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月26日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１３６号
岡山市北区撫川461番地９、旧住所岡山市中区浜３丁目５番56―211号
債務者　栗原　正光
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７号
岡山市北区原314番地１　カーメル原108号
債務者　吉田幸枝こと　金　　幸枝
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１０号
大阪府東大阪市日下町７丁目４番17号ラフィット・ソルティ107号、申立時の住所和歌山県日高郡印南町大字津井110番地の１
破産者　とりまさこと　西川　　勝
1　主文　当裁判所が平成29年４月13日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「和歌山県日高郡印南町大字津井110番地の１」とあるのを「大阪府東大阪市日下町７丁目４番17号ラフィット・ソルティ107号、申立時の住所和歌山県日高郡印南町大字津井110番地の１」と更正する。
2　決定年月日　平成29年４月24日
和歌山地方裁判所御坊支部破産再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第８９７号
千葉県船橋市海神１丁目24番14―311号（シティプラザ船橋311）、開始決定時の住所千葉県船橋市本町２丁目24番地４　エミール船橋201号
破産者　笹森　秀樹
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６７号
千葉県市川市妙典３丁目24番３―104号（クレアーレ壱番館）
破産者　深谷　泰則
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６３号
東京都練馬区関町北２丁目７番17号
破産者　被相続人亡寺尾佐敏相続財産
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
千葉市中央区村田町６番地26
破産者　石橋　淳一
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９２２号
千葉県船橋市坪井東５丁目20番14号
破産者　金子　洋希
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係